

# 山形市中心市街地活性化協議会規約

(平成20年3月4日制定)

(平成26年2月3日改正)

(令和5年5月12日改正)

## (目的)

第1条 山形商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる一般財団法人山形市都市振興公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、山形市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその他必要な事項を協議し、山形市中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とし、共同で中心市街地活性化協議会を組織する。

## (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「山形市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## (活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 山形市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に係る事業に関すること

## (構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 山形商工会議所
- (2) 一般財団法人山形市都市振興公社
- (3) 山形市
- (4) 法第15条第4項に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

## (資金)

第5条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 山形商工会議所からの負担金は、議員総会において議決された額
- (2) 一般財団法人山形市都市振興公社からの負担金は、理事会において議決された額
- (3) 山形市からの負担金は、山形市議会において議決された額
- (4) その他収入

(会長及び副会長等)

第6条 協議会に、会長、副会長、監事を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員)

第7条 委員は、第4条各号に該当する者をもって充てる。

ただし、団体、企業等にあつては、その構成員が指名する者をもって委員とする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他必要と認める事項を審議する。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第9条 協議会の目的を達成するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織・運営、その他必要な事項は、別に定める。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 山形商工会議所に事務局を置く。

(解散)

第12条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、会議の承認を得て、協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会議の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月4日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 第1条(目的)及び第4条(構成)は、平成26年2月3日から施行する。
- 4 第5条(資金)の改正規定は、令和5年5月12日から施行する。